

いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けての基本方針

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止の取り組みを推進する。
- (2) いじめは、いじめを受けた児童の生命や心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、絶対に許されないということを、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) 「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりえる」という共通理解のもと、全教職員で未然防止、早期発見、早期対応に組織的に取り組む。
- (4) いじめを受けた児童や勇気をもっていじめを伝えた児童を守り通すことが重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

- (1) いじめ対応チームの設置
 - ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ防止等の対策のための組織」として「杉八小いじめ防止対策委員会」を置く。
- (2) いじめ防止対策委員会の構成
 - ・校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、都スクールカウンセラー、当該学年（必要に応じて関係教職員）
- (3) いじめ防止対策委員会の取り組み内容
 - ・いじめ防止等に係る取り組み方針の企画立案
 - ・児童の問題行動などに関わる情報共有
 - ・いじめ問題への調査・対応方法の協議